

○通商産業省告示第七百四十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十二号の規定に基づき、本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから、経済産業大臣が告示で除くものを次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、昭和六十二年通商産業省告示第四百八十四号（輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づき、本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから通商産業大臣が告示で除くものを定める等の件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

平成十二年十二月十八日

通商産業大臣 平沼 赳夫

【最終改正】平成二十二年四月九日経済産業省告示第九十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五の十二号の規定に基づき、本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから、経済産業大臣が告示で除くものは、次のいずれかに該当する貨物とする。

- 一 輸出貿易管理令別表第二の二〇、二一、二一の二、二五、三五及び三五の二のそれぞれの項の中欄に掲げる貨物であつてそれぞれの項の下欄に掲げる地域を仕向地とするもの
- 二 北朝鮮を仕向地とする貨物（前号に掲げる貨物を除く。）
- 三 当該貨物を輸入した者以外の者が輸出する貨物
- 四 贈与又は貸与を目的として輸出する貨物

附 則（平成二一・六・一六告示第二〇三号）

この告示による改正後の第二号の規定は、平成二十三年四月十三日限り、その効力を失う。